

わくわーく文化振興協会会則

(名称)

第1条 この会は、わくわーく文化振興協会（略称 わくわーく会）という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、パレア文化課内に置く。

(目的)

第3条 この会は、わたしたちの生活を心豊かなものにするために、文化施設の有効活用を努め文化のまちづくりに資することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種機関・団体等が行う文化事業の支援
- (2) その他、必要と認められる事業

(会員)

第5条 この会は、会の目的に賛同しその活動に協力する者をもって構成する。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、事務局長の承認を得るものとする。

- 2 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。
- 3 会員には、会員証とバッジを交付する。

(退会)

第7条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき
 - (2) 会費を総会で定める納入期日までに納入しないとき
- 3 年度途中で退会しても、会費の払い戻しはしない。

(役員)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に事故が生じた場合の補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の選出)

第10条 役員等の選出については、次のとおりとする。

- (1) 理事、監事は、総会において選出する。
- (2) 会長、副会長は理事の中から互選する。
- (3) 事務局長は会長が指名する。

(役員等の服務)

第11条 役員等の服務については、次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時はその職を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会長、副会長の選出、会務の運営及び重要事項等を審議する。
- (4) 監事は、会計その他を監査する。
- (5) 事務局長は会長の命を受け、事務局を総括し会務を掌握する。

(会議)

第12条 この会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会は毎年1回会長が招集開催し、事業及び会計報告・役員選出・会則の変更等重要事項を決定する。また、その必要が生じたときは、臨時総会を招集する。なお、総会は、全会員の2分の1以上（委任状を含む。）の出席をもって成立とし、議決は総会出席者の過半数とする。
- (2) 理事会は必要に応じ、会長がこれを招集する。
- (3) 総会および理事会での議長は、会長とする。

(会計)

第13条 この会の会計は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成23年 8月29日から施行する。

この会則は、平成23年11月 2日から施行する。

この会則は、平成29年 5月31日から施行する。